# 政　令

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

## 政令第三百二十八号

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十六条第二項及び第三項の規定、同法第三十八条第一項において準用する同法第九条第十項及び第二十五条前段の規定、同法第三十八条の九第一項において準用する同法第二十五条前段の規定、同法第百四十五条の二の規定並びに同法附則第十四条の三第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第四十条の二第五項の規定並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第百六十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

**第一条**　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条及び第十九条中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に改める。

第二十条中「組合会の議員」とあるのは「議員」と、「を「組合会の議員」とあり、及び」に改め、「議員が」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「除く。）」とあるのは「市町村連合会」と、「を「除く。）」とあり、及び」に改め、「一時借入れ」とあるのは「」及び「組合員」とあるのは「」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「同条第二項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、」を「同条第二項、第四項及び第五項中「組合」とあり、並びに」に改め、「、同条第四項及び第五項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と」を削る。

第二十一条の四中「とあるのは「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「すべて」を「全て」に、「同条第二項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、」を「同条第二項、第四項及び第五項中「組合」とあり、並びに」に改め、「、同条第四項及び第五項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と」を削る。

附則第三条中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

附則第三十条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業）」を付し、同条第一項中「附則第十四条の三第一項」の下に「（同項第一号に係る部分に限る。）」を加え、「調整交付金（同項に規定する調整交付金をいう。以下この条において同じ。）」を「同号に規定する調整交付金」に、「この項において同じ」を「この条において同じ」に、「この項及び附則第三十条の二の三」を「この条及び次条」に、「がすべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に係る給料」を「が全ての構成組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。）に係る給料」に、「がすべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に係る期末手当等」を「が全ての構成組合に係る期末手当等」に、「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」を「構成組合」に、「（以下この項」を「（以下この条」に改め、同項各号中「附則第十四条の四第一項」を「附則第十四条の三第一項第二号」に、「すべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「全ての構成組合」に改め、同条第二項を削る。

附則第三十条の二の二を削る。

附則第三十条の二の三に見出しとして「（市町村連合会が行う特別調整交付金の交付の事業）」を付し、同条第一項中「附則第十四条の四第一項の規定」を「附則第十四条の三第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定」に、「同項に規定する交付金（以下この条において」を「同号に規定する特別調整交付金（附則第三十条の二の五第四項において単に」に、「同項の」を「同号の」に、「対象組合（同項に規定する対象組合をいう。以下この条において同じ。）」を「構成組合」に、「この項」を「この条」に改め、同項第一号中「継続長期組合員をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「。以下この条において同じ」を削り、「規定により」の下に「当該事業年度の」を加え、「附則第十四条の四第一項」を「附則第十四条の三第一項第二号」に改め、同項第二号中「組合員」の下に「（継続長期組合員、任意継続組合員、特例退職組合員及び特例継続組合員を除く。）」を、「規定により」の下に「当該事業年度の」を加え、「。以下この条において同じ」を削り、「附則第十四条の四第一項」を「附則第十四条の三第一項第二号」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条を附則第三十条の二の二とする。

附則第三十条の二の四の見出しを「（市町村連合会が行う育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金の交付の事業）」に改め、同条第一項中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この条において「対象組合」という。）」を「構成組合」に、「当該対象組合」を「当該構成組合」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条を附則第三十条の二の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（市町村連合会が行うその他の共同事業）

**第三十条の二の四**　市町村連合会は、前三条に規定する事業のほか、定款で定めるところにより、組合員又は被扶養者の受けた療養に係る高額な費用の発生その他の事由によりもたらされる短期給付に係る構成組合の財政状況に対する影響を緩和するための事業その他の事業で短期給付に係る財政の健全化に資するとともに構成組合が共同して行うことが適当であると認められるものを行うことができる。

附則第三十条の二の六を削り、附則第三十条の二の五を附則第三十条の二の六とし、同条の前に次の一条を加える。

（市町村連合会が行う共同事業に要する拠出金等）

**第三十条の二の五**　地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは職員団体（法第百十三条第五項に規定する職員団体をいう。）又は構成組合若しくは連合会で、構成組合の組合員（継続長期組合員、任意継続組合員、特例退職組合員及び特例継続組合員を除く。以下この項において同じ。）に係るその月の負担金（法第百十三条第二項第一号及び第一号の二（これらの規定が同条第五項から第七項まで（これらの規定が法第百四十一条の二から第百四十一条の四までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は法第百四十一条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の負担金をいう。以下この項において同じ。）を負担するもの（以下この項において「費用負担者」という。）は、次項第二号の拠出金に要する費用に充てるため、毎月、当該費用負担者がその月の負担金を負担することとなる構成組合の組合員に係るその月の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となった給料をいう。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とその月の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となった期末手当等をいう。）の総額との合計額に同号の拠出金に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額を、構成組合に払い込まなければならない。